

## 「個人情報保護センター」の設置について

日本製薬団体連合会（以下「日薬連」といいます）は、平成 17 年 10 月 20 日付けで厚生労働大臣より認定個人情報保護団体としての認定を受けました。

認定個人情報保護団体は、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」第 37 条の規定に基づき、個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として下記の業務を行います。日薬連では、内部に「個人情報保護センター」を設置しその業務を行います。

### 〔個人情報保護センターの業務〕

- 1 .日薬連の会員のうち個人情報取扱事業者である者および個人情報取扱事業者ではないが個人情報保護センターの業務の対象となることについて同意があった会員（以下、あわせて「[対象事業者](#)」）の個人情報の取扱いに関する[苦情の処理](#)
- 2 .個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供
- 3 .対象事業者が「[製薬企業における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン](#)」を遵守するために必要な指導、勧告その他の措置
- 4 .その他、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関して必要な業務